

○頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

(1) 准定期運送用操縦士の資格の創設関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
准定期運送用操縦士の創設により、他の資格（事業用操縦士、自家用操縦士）の保有者が、航空運送事業に供さない航空機により、『機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦』が出来なくならないか。	准定期運送用操縦士の資格の導入は、事業用操縦士及び自家用操縦士の業務範囲に影響を与えるものではありません。

(2) 特定操縦技能の審査制度の創設関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
特定操縦技能の審査制度の目的は何か。 【計2件】	本制度は、我が国における航空事故の大半が操縦者に起因して発生していることから、操縦士の技量維持を図り、航空の安全性を向上させることを目的とするものです。
いずれか一種類の航空機で審査を受ければ他の種類の航空機での審査を不要とするべき。【計2件】	特定操縦技能の審査は、確認すべき技能が航空機の種類ごとに異なるため、航空機の種類ごとに行うこととしております。
審査の公平性と適切性を保つとともに、適切なレベルの審査項目、要領が用意されるべき。【計2件】	ご意見を踏まえ、別途審査要領等を定めており、今後も制度の適正な運用に努めて参りたいと考えております。
海外における審査をもって、特定操縦技能の審査に替えることを認めてほしい。	技能証明書に基づく技量の維持は発給国が責任を持たなければならないため、我が国の技能証明書を有する者の技量維持については我が国の認定を受けた審査員によって確認することとしております。
審査に不合格になった場合に技能証明書を国土交通大臣に提出させるのは厳しすぎるのではないか。【計3件】	特定操縦技能を有していない不合格者が操縦を行うことを防ぎ、制度の実効性を確保するため、操縦技能証明書を国土交通大臣に提出することとしています。なお、不合格となった場合でも、引き続き再審査又はそれに向けた練習を予定している場合は、

	提出は不要です。
災害時等緊急時には、特定操縦技能の審査を受けていない場合であっても、最低限の操縦が可能となるような例外規定を作るべきではないか。	災害時等やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、飛行経歴等を勘案した上で法第七十一条の三第二項に規定される国土交通大臣の許可を受けることで、例外的に操縦を行うことが可能となります。

(3) 航空身体検査証明の有効期間の適正化関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
自家用操縦士について、40歳、50歳の誕生日をまたぐ期間の身体検査証明も、操縦士の負担軽減のため、交付から5年間、2年間で有効としてはどうか。	有効期間の長い自家用操縦士については、有効期間の差が大きい年齢の前後におけるリスクの平準化のため、現案とすることが適当と考えます。なお、欧州においても同様にして有効期間を定めております。